

芸能実演家と国際労働基準

斎藤 周

はじめに

芸能実演家は多くの場合労働者であり、国内の労働法の適用対象となると同時に、国際労働基準の対象でもある。この国際労働基準は、ILOが条約・勧告等の文書を通じて作り出すものが中心となる。基準には、あらゆる労働者を適用範囲に収めるものもあれば、特定の業種の労働者を対象とするものもある。芸能実演家については、対象をそこに絞ったILOの条約・勧告等は、これまでのところ作成されていない。

だが、芸能実演家に適用される条約・勧告がないわけではない。むしろ、ILOの条約・勧告の中でも、対象となる産業ないし労働者を特に限定していない数多くのものは、包括的な適用範囲をもっているのであって、芸能実演家をそこから排除すべき理由はない。たとえば、団結権を保障する87号条約・98号条約、児童労働を規制する138号条約・182号条約、解雇を規制する158号条約等の定める基準は、芸能実演家についても等しく適用になる。

そして、条約・勧告が採択されたことこそないものの、芸能実演家特有の問題がILOでも議論の対象とはなっている。また、実演家に関係の深い雇用関係の範囲の問題が、数年来ILOで議論されている。さらに、知的所有権にかかわっては、他の国際機関と共同で条約を作った例もある。

そこで、以下では、まず芸能実演家をめぐってILOでどのような議論がなされているのかを紹介し、その上で、雇用関係の範囲についての議論の状況を概観し、最後に知的所有権の問題にも触れることとする。

実演家をめぐるILOでの議論

ILOは、各業種特有の問題を検討するために、業種ごとに三者構成会議を開くなどの取り組みを進めている。実演家にかかわっては、1992年に初めて、「芸能実演家の雇用労働条件に関する三者構成会議」を開催した¹⁾。

この会議で採択された結論から、いくつかの点を紹介しよう。まず、実演家の雇用については、雇用機会の維持を、実演芸術の興隆のための政府の役割としている。次に、団体交渉について、実演家が自営業者であることや公務員であることは団体交渉権を否認する理由にならないことを述べている。労働時間については、その長さや編成を決定する上で実演家の福利と実演の質の維持をまず考慮すべきことを指摘する。長時間労働は、実演家の生活にとってマイナスであるばかりか、実演の質を低下させるからである。収入については、実演家が社会の規範に則した適切な生活水準に到達できるべきことが定められ、知的所有権にかかわっては、実演の放送・収録について実演家に許諾権を与えるべきこと、収録したものを放送等に使用した場合にローマ条約（後述）に従って正当な報酬を受け取る権利を実演家もつべきことも定められている。さらに、社会保障については、継続的に雇用されている労働者を前提にした制度では実演家が不利になるので、適切な制度設計を求めている。

最近では、2004年に、「情報社会における労働と質の未来に関する三者構成会議——メディア、文化、画像部門」を開催している²⁾。この会議は、1992年のそれとは異なり、「メディア、文化、画

像部門」を対象としているので、実演家のほかにも、ジャーナリスト、編集者、放送労働者、グラフィック・デザイナー、写真家、印刷労働者といった広範な職種のことが取り上げられた。また、情報社会の進展がこれらの業種に及ぼす影響という観点から、種々の問題が議論された。したがって、必ずしも実演家についての国際基準と呼べるようなものが打ち出されたわけではないが、情報技術の発達によって知的所有権の侵害が起りやすい状況が作り出されているので対策が必要であることなど、実演家にとっても重要な問題が提起されている。

芸能実演家と雇用関係

前述のように、芸能実演家も各種のILO条約・勧告の適用対象といえる。だが、個々の芸能実演家についてみれば、その実演家がそれぞれの条約・勧告が想定する労働者に含まれるのか否か、検討を要する場合がある。これは、国内法制において労働組合法や労働基準法が適用になるかどうかが問題になる実演家が存在する（たとえば、高額の報酬を受け取る実演家）のと同様である。

この問題は、その実演家がフリーランスであるかどうかとは別個の問題である。フリーランスの実演家であっても、そのときどきの使用者との間で、あるいは使用者団体（業界団体）との間で、労働者と位置づけられる場合が多いからである。したがって、問題は、それぞれの国内法や国際条約・勧告の立法趣旨に照らして、その実演家が適用対象になるかどうかである。

芸能実演家に限らず、法形式上は請負契約の下に働いているなどの理由により、労働者であるのか自営業者であるのか必ずしも明確でないことがある。これは各国共通の問題であり、ILOも85回総会（1997年）と86回総会（1998年）で請負労働（contract labour）についての基準設定を試みた。しかし、政労使三者構成のILO総会の審議では、請負形式活用への制約を免れたい使用者側と請負を理由に労働者保護が縮減されることをおそれる労働者側が厳しく対立し、条約も勧告も採択できなかった。

ただし、86回総会はこの問題を再度総会で

り上げることを理事会に要請し、それを受けて91回総会（2003年）で「雇用関係の範囲」が一般討議の対象となった。議題の論点は、雇用関係の枠内で保護されるべき労働者（被用者）が保護を受けられないことに限定された。この総会で採択された「結論」を受け、そして各国とのやりとりを経て、ILO事務局は、95回総会（2006年5～6月）に提出する勧告案を作成した。

勧告案³⁾は、雇用関係の下にある労働者に有効な保護を保障すること、雇用関係でないかのような偽装と闘うこと等を加盟国に求めるとともに、雇用関係の存否は契約形式等からではなく業務と報酬から決すべきことをうたい、その判断基準を例示している。

芸能実演家の労働条件を支える知的所有権

知的所有権という一見したところでは労働とは関係なさそうな事柄が、芸能実演家にとっては労働条件の問題となる。芸能実演家の場合、実演が労働であり、それに対して支払われる報酬で生活を成り立たせているのであって、報酬が適正に支払われるよう確保することが重要な意味をもつからである。たとえば、実演家本人の同意なしに実演の録音・録画を使用する者がいるならば、実演家の権利が損なわれ、生活を脅かすことになるので、有効な規制が必要である。ここでいう録音・録画の使用には、観客対象のライブの実演（劇場での演劇・演奏等）を録音・録画したものを放送すること、劇場公開用の映画や販売用の録音・録画（CD、DVD等）を放送すること、放送用に収録した演劇（テレビドラマ等）・演奏の再放送などがある。

1960年、ILO、ユネスコ（国連教育科学文化機関）、WIPO（世界知的所有権機関）⁴⁾の三機関が共同で、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（ローマ条約）を採択した。この条約が実演家（俳優、歌手、音楽家、ダンサーなど）に提供する保護には、本人の同意なしに実演を放送すること、本人の同意なしに実演を録音・録画すること、録音・録画することについて本人の同意のない実演の録音・録画を再生すること、録画・録音された実演を本人の同意と

は異なる目的で再生することの防止が含まれる(7条)。

これらの行為を防止することにより、録音・録画された実演について適正な報酬が支払われることが期待できる。あるいは、実演を録音・録画したものを安易に使用できないとなれば、実演の機会そのものが増えることもあるだろう。こうしてみると、実演家の知的所有権を保障することは、報酬と雇用機会の面で大きな意味をもつことがわかる。

もっとも、報酬や雇用機会の多寡は、ほかの労働者の場合がそうであるように、労使間の力関係に大きく左右される。その意味では、団体交渉権の保障や解雇規制といったことと相まってこそ、実演家の知的所有権の保障は効果を発揮する。

おわりに

音楽の演奏や演劇といった実演芸術は、われわれの生活を非物質的な面で豊かにしてくれる。そ

して、この文化の担い手たる芸能実演家も、働いて生活を成り立たせる人間=労働者である。その事実を忘れずに実演家の生活水準を確保することは、文化を享受する社会の責任といえるだろう。国際労働基準は、このことを示唆している。

- 1) 詳しくは、斎藤周「実演家の雇用労働条件をめぐるILOの動向」労働法律旬報1362号(1995年)6頁以下参照。
- 2) 会議にILO事務局が提出した報告書(ILO, Report for Discussion at the Tripartite Meeting on the Future of Work and Quality in the Information Society: The Media, Culture, Graphical Sector, 2004)と会議で採択された結論(ILO, Conclusions on the Future of Work and Quality in the Information Society, 2004)を参照。
- 3) ILO, The employment relationship, International Labour Conference 95th Session 2006, Report V (2B).
- 4) WIPOは、1970年に、WIPO設立条約の発効により発足した。1960年当時は、その前身であるBIRPI(国際知的所有権保護事務局)だった。

さいとう・まどか 群馬大学教育学部助教授。